

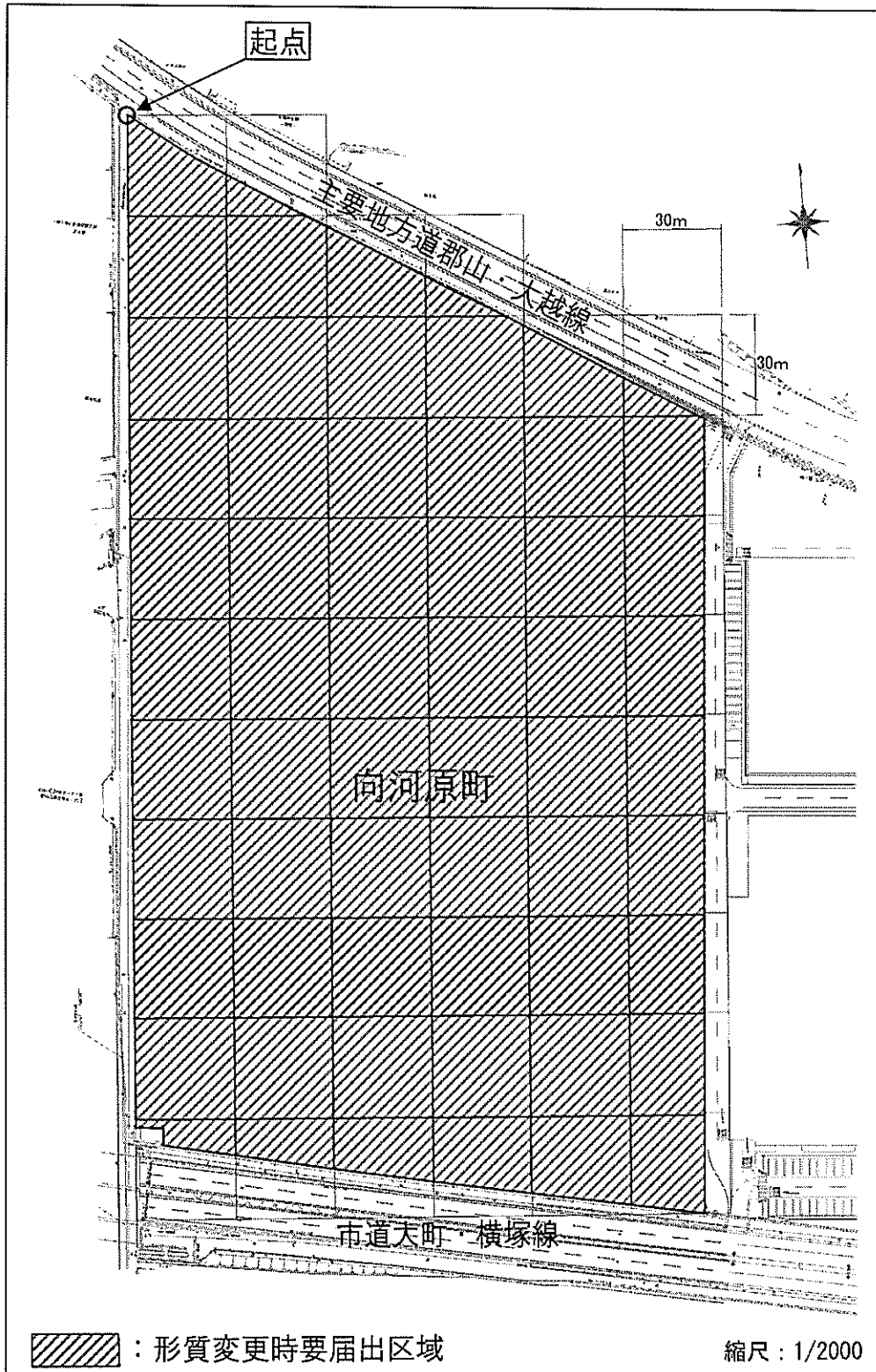
郡山市告示第322号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。

平成22年12月16日

郡山市長 原 正 夫

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域
郡山市向河原町36、133-1、159-1、331（別紙のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）
第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - （1）シアン化合物
 - （2）鉛及びその化合物
 - （3）砒素及びその化合物
 - （4）ふっ素及びその化合物
- 3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - （1）シアン化合物
 - （2）鉛及びその化合物
 - （3）ふっ素及びその化合物



起点
起点は、郡山市向河原町36地内の最北端とする。

格子の回転角 4.1度
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して30m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に左方向に回転させた角度を示す。